

主たる生計維持者の氏名 申請者（世帯主）との続柄

※減免の決定を受けた者の資力の回復その他の事情により、減免する必要がなくなったときや、偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたときは減免の決定を取り消すことがあります。